

障がい者スポーツ活動支援助成金交付要綱

(通則)

第1条 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会（以下、「県協会」とする。）が実施する障がい者スポーツ活動支援助成金（以下、「助成金」という。）の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この助成金は、県内において障がい者のスポーツ活動に取り組む団体が行うスポーツ活動に対して助成し、もって本県でのスポーツ活動を通じた障がい者の社会参加促進や県民への障がい理解を深めることを目的とする。

(定義)

第3条 この助成金交付要綱において「障がい者」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、又はそれらの交付に準ずる障がいがある者をいう。

(助成の対象)

第4条 この助成金の対象となる活動は、別表1に定める要件を満たす団体が行う、障がい者が参加するスポーツ活動で、原則として島根県内で実施される活動とする。

ただし、別表2に掲げる活動は助成対象としない。

2 この助成金の対象とする経費は、前項で定める助成対象となる活動の実施に必要な経費のうち、別表3に掲げるものとする。

(助成金の額)

第5条 この助成金の額は、1団体につき6万円を上限とする。

(助成対象活動の実施期間)

第6条 4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度とし、この助成金による活動の実施期間は、単年度とする。

(助成金の申請)

第7条 この助成金の交付を希望する者は、助成金交付申請書（様式第1号）（以下、「申請書」という。）を別に定める日までに、県協会理事長に提出しなければならない。

(申請内容の審査)

第8条 県協会理事長は、前条に定める申請書の提出があったときは、助成金の交付の可否及び助成額を決定するにあたり、審査委員会を開催し、これに諮問しなければならない。

2 審査委員会に関する規程は、県協会理事長が別に定める。

(助成金の交付決定)

第9条 県協会理事長は、審査委員会の報告に基づき助成金の交付の可否及び助成額を決定する。

2 県協会理事長は、決定した助成金の交付の可否及び助成額について、第7条に基づき申請書を提出した団体に対し、文書により通知しなければならない。

(交付の条件)

第10条 県協会理事長は、この助成金の交付の決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成金をこの要綱に定める交付の目的に反して使用しないこと。
- (2) 前条に基づく交付決定を受けた活動（以下、「交付決定活動」という。）により取得し、又は効用の増加した財産については、交付決定活動完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (3) 交付決定活動に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を交付決定活動完了後5年間保管すること。
- (4) その他、県協会理事長が必要と認める事項。

(助成金の支払い)

第11条 交付決定活動の実施団体（以下、「実施団体」という。）は、助成金の支払いを受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第3号）を県協会理事長に提出しなければならない。

- 2 県協会理事長は、前項に定める請求書を受理したときは、交付決定額で助成金の支払いを行う。

(交付決定内容の変更)

第12条 実施団体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに変更等承認申請書（様式第4号）を県協会理事長に提出しなければならない。

ただし、変更後の活動内容が当初の目的を変更しないものであり、かつ、軽微な変更である場合はこの限りではない。

- (1) 交付決定活動の内容又は要する経費の配分を著しく変更するとき。
- (2) 交付決定活動の一部又は全てを中止又は廃止しようとするとき。
- (3) 実施団体代表者の交代、又は実施団体の名称の変更をするとき。

- 2 県協会理事長は、前項に定める申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更の可否について決定を行う。

なお、県協会理事長は、この決定にあたり必要に応じて条件を付することができる。

- 3 県協会理事長は、前項の定めにより決定した内容について、第1項に基づく申請書を提出した団体に対し、文書により通知しなければならない。

(調査及び指導)

第13条 県協会理事長は、必要と認めるときは、実施団体に対して交付決定活動の実施状況又は会計の状況等に関し、報告を求め、調査又は指導を行うことができる。

(公表)

第14条 交付決定活動は、次の各号に該当する事項について県協会ホームページにて公表する。

- (1) 活動名及び内容
- (2) 実施団体名及び所在地。但し所在地は市町村名までとする。
- (3) 交付決定額

(交付決定の取り消し)

第15条 県協会理事長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により本助成金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又は本要綱に違反したとき。

(3) 交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき。

2 県協会理事長は、前項の定めにより決定した内容について、実施団体に対し、文書により通知しなければならない。

(助成金の返還)

第16条 実施団体は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消された場合で、取り消しをされた部分に対し既に助成金が交付されているときは、県協会理事長が定めた期日までに返還しなければならない。

(実績報告)

第17条 実施団体は、交付決定活動の完了した日から起算して1か月が経過する日、又は事業年度の翌年度の4月末日のいずれか早い日までに、助成金実績報告書（様式第6号）を県協会理事長に提出しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関して必要な事項は県協会理事長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年2月14日から施行する。

この要綱は、平成27年11月13日から施行する。

この要綱は、令和7年1月1日から施行し、令和7年度交付決定分より適用する。

別表 1（第 4 条関係）【助成対象となる団体の基準】

①	2 人以上で構成され、島根県内に活動の拠点があること。
②	団体の代表者の氏名、住所、連絡先を県協会が確認できること。
③	国及び地方公共団体でないこと。 ただし、国及び地方公共団体が設置する学校、公民館、保育施設は除く。

別表 2（第 4 条関係）【助成対象外の活動】

①	営利を目的とする活動
②	特定の個人又は団体のみの利益に寄与する活動
③	団体構成員のみを対象とした親睦会や交流行事などの活動
④	政治活動又は宗教普及を目的とする活動、及びそれらの活動と一体性を持つ活動
⑤	団体において経常的に行われる活動

別表 3（第 4 条関係）【助成対象経費】

経費名	経費の内訳
①講師謝金	・ 外部から招聘した講師や指導者に支払う謝金 ※実施団体構成員への謝金は対象外
②旅費交通費	・ 外部から招聘した講師や指導者の移動に係る交通費及び宿泊費の実費 ・ 活動の実施に必要な技術や知識の習得を目的とした研修等を実施団体構成員が参加するにあたり必要な交通費及び宿泊費の実費 ・ 障がい者の活動参加をより拡大するため貸切バス等の交通手段確保に必要となる実費 ※実施団体構成員が他団体等の活動に参加するための交通費等への支出は対象外
③会議費	・ 活動実施に必要な会議等の開催に係る会議施設使用料、資料作成費、飲料代、弁当代 ・ 活動に参加する運営役員、外部講師又は指導者等の飲料代、弁当代
④物品・資材購入費	活動実施に主要な役割を果たす物品・資材等の購入費 ※景品代等は対象外
⑤会場使用料	活動実施に係る会場使用料
⑥傷害保険料	活動実施に係る傷害保険料
⑦通信運搬費	活動実施に係る郵券料、電話通信料等
⑧消耗品費	活動実施に係る事務用品、消耗品等
⑨印刷製本費	活動実施に係る資料印刷代、報告書等作成費